

いじめの情報についての報告・対応の流れ

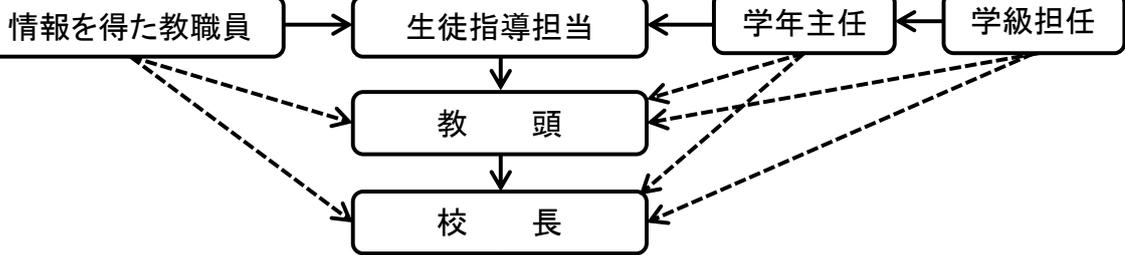
いじめの情報

日常の観察, 本人の申し出, 教育相談, 他の児童生徒・保護者等からの情報提供, アンケート, その他

日常の観察
教育相談
本人の申し出
情報提供 など

アンケート
原本の保管
・安心して記入できる環境整備
・必ず相談にのるという約束

原則として, 複数の目で即日チェック



すぐに 招集

校内いじめ対応ミーティング

情報共有 共通理解

原則として, 即日開催

調査(事実関係の把握)
指導(支援)方針・分担の決定

全教職員

情報共有 共通理解

校内での指導・支援

一定程度の解消

指導・支援・見守りの継続

解消

連絡 保護者

重大事態の場合

招集

いじめ対策委員会

- ・ 調査方針・分担決定
- ・ 調査
- ・ 指導(支援)方針等の協議
- ・ その他

相談

関係機関との連携

警察
児童相談所
教育相談センター
その他

協力
支援

重大事態かどうか

重大事態
重大事態
ではない

速報が必要か

必要 不要

市教委へ
電話で
速報

いじめ状況
調査による
報告

学校への指導・支援